

高齢者福祉施設・事業所の長様

滋賀県健康医療福祉部
感染症対策課長
医療福祉推進課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の再流行に備えた感染対策の強化について(依頼)

平素は、本県の感染症対策および高齢者福祉の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本県においては、昨年末からの新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の増加に伴い、1月4日に「コロナとのつきあい方滋賀プラン」のレベルを0から1へ変更したところですが、1月5日に「人口10万人当たりの新規感染者数」がレベル2相当となる10人を超過しました。

第4波および第5波では、「人口10万人当たりの新規感染者数」が、10人を超過した時点から急速に感染が拡大し、医療体制のひっ迫を招くこととなったため、早急に感染対策の強化が必要です。

また、国より重症化リスクの高い高齢者施設の入所者や通所サービス事業所の利用者については感染防止に万全を期す観点からワクチンの追加接種(3回目)の前倒しの方針が示され、初回接種(2回目完了)から6カ月以上経過した後にワクチン接種が可能となったところです。

については、市町と連携をしながら早期のワクチン接種を検討していただきますようお願いします。また、下記を参考とした対策の徹底とともに、施設内で体調不良を訴える人が増えているなど普段と異なる現場の気づきがあった場合は、下記URLに掲載するイベントベースサーベイランス(EBS)事業での検査を積極的に活用いただくようお願いいたします。さらに、職員に風邪様症状を認めた場合に出勤を控えることおよび職員が陽性者となった場合の業務継続方法についても確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 「介護現場における感染対策の手引き(第2版)」(厚生労働省老健局)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>
2. 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
3. 新型コロナウイルス感染症にかかるイベントベースサーベイランス(EBS)事業の実施について(滋賀県ホームページ)
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/320621.html>

感染症対策課感染情報企画係	鈴木
TEL 077(528)3632	
医療福祉推進課介護施設指導係	狩谷
TEL 077-528-3523	